

# 第一歩

## 国や行政の施策から病弱教育の「現在地」を知る

「要望が出たら」では遅い。今、仕組みを作るために現行制度を振り返ろう

入院中の高校生への教育に関して、これまで国はどのような学校教育法施行規則改正や通知等をおこなってきたのか、そのポイントを中心に以下に記します（教育全般に関する通知をⅠに、近年のICT機器の活用に関しての通知をⅡにまとめて記します）。

1

### 入院中の高校生に関する教育全般について

■ 1994年（平成6年）12月21日

#### 「病気療養児の教育について（通知）」

①入院期間の短期化や入退院を繰り返しながら治療するケースが増えてきたという治療形態の変化に対応していくことの必要性が示されています。

「転学事務処理の敏速化を図ること」「転学手続きが完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、実際上教育を受けられるような配慮が望まれること」

②病院内学級に学籍を移した場合においても、入院前に通学していた学校との密接な関係を保つ必要性について明記されています。

「この場合（病院内学級に学籍を移した場合）において、病気療養児本人及びその保護者の気持ちを考慮し、当該病気療養児の教育に関し、入院前に通学していた学校と転学先の病弱養護学校等との間の密接な関係が保たれるよう努めること」  
私たち病弱教育に関わる教員の間では「籍は無くても席は無くさない」という言葉を聞きます。学籍は移動させても座席は保っておいてほしいという意味です。学籍は病院内学級にあっても、子どもの心理を考慮すると入院前の地元の学校への所属感は極めて重要です。

③病院内における「場」の必要性が示されています。

「児童生徒が入院している病院等の所在地を所管する都道府県及び市町村の教育委員会は、当該病院等の理解と協力を得て、その人数、病状等に応じ、隣接・併設等の形態により、養護学校の本校、分校、分教室等の設置や訪問教育の実施又は特殊学級の設置など病弱教育の特殊性を踏まえた適切な形態により教育を提供すること。この場合において、可能な限り、病院等の協力を得て必要な面積の専有空間を確保するよう努めること」

ただし1996年のこの通知には、「入院前の小・中学校に在籍したまま長期にわたり欠席…」等、小中学生のみを対象としており、「高校」「後期中等教育」等の言葉は記されていません。

高校に関しては、特別支援学校と高校との間での「転校」という考え方はありません。一般的には「編入」「転入」となります。編入については都道府県等の設置者の規定、私立学校毎の規定があります。そのため転校先によっては、4月1日でなければ認めない、9月1日でなければ認めないということになります。義務教育段階と異なるため、編入規定と転入規定を見て、入院中の子どもにとって良い方を活用することが多いようです。

編入の場合は、一度前の学校を退学したことになりますが、転入の場合は続いていることになるという違いはあります。どちらにしても高校に戻る際は、特別支援学校で学習した成果を高校でも認定してもらうという手続きと、高校の編入入試を受けることが多いと思います。そのため、この箇所は主に義務教育段階のことを想定して書かれていると捉えるべきですが、高校についても同様にしてほしいとは願っています。

また、通知文に記されており別添資料として付けられている「病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議（1993年発足）」による「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」に、「病気療養児の教育の意義」として以下のように明記されています。

「病気療養児は、長期、短期、頻回の入院等による学習空白によって、学習に遅れが生じたり、回復後においては学業不振となることも多く、病気療養児に対する教育は、このような学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するものであるが、その他に、一般に次のような点についての意義がある」

- (一) 積極性・自主性・社会性の涵養
- (二) 心理的安定への寄与
- (三) 病気に対する自己管理能力
- (四) 治療上の効果等

・入院中の子どもの教育の意義は、学習面だけではない  
・専有空間が必要  
が明記されています。

子どもは身体面の不調と精神面の不調とが互いに影響を与えやすい傾向があります。これは大人でも関係することで、起立性調節障害や摂食障害などの心身症は身体面に症状が現れますが精神面のストレス等が大きく関連しています。学習に自信が付き学校に戻りたいという思いが強くなり治療に積極的になるということや、容貌の変化が気になり前の学校の友だちと会ったり治療に非協力的になるなど、学業と人間関係、自己肯定感や自己有用感の育成は治療に大きく影響を与えます。この様なことをまとめたものが上記の意義です。



■ 2013年（平成25年）3月4日

## 「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」

本通知は、前記の1994年（平成6年）の通知の徹底と、2012年（平成24年）に政府の第二期がん対策推進基本計画等に基づき厚生労働省がおこなった「小児がん拠点病院」の指定にともない、特に留意すべき事項を周知するものとして出されています。特筆すべき事項を以下に記します。

「教育委員会等は、後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に修得単位の取扱い、指導内容・方法及び所要の事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること」

1996年（平成6年）の通知には記されていなかった高校生への対応の必要性が、本通知により示されました。また、高校生の入院に伴う編入学・転入学に際し、事前に単位の取扱いや指導内容・方法の打ち合わせが関係機関の間で必要であることが示されています。

この通知は小児がん拠点病院の指定に関連させて発出していますが、平成23年に改正された障害者基本法や、その後の障害者総合支援法、児童福祉法の改正により新たな障害種として「難病者等」が加わるとともに、児童福祉法には「小児慢性特定疾病」「医療的ケア児」への施策を充実させることが想定されたため、通常であれば審議会や検討委員会等を立ち上げて報告をまとめるのですが、この時はその様な手続き等を経ずに発出しました。特に平成25年4月に障害者総合支援法に「難病者等」が含まれて施行されますので、それまでに周知徹底を図るために発出しています。

### 第4条

・・・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者・・・

（児童福祉法にも同様の文言を追記）

■ 2018年（平成30年）8月1日

## 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針の周知について（依頼）」

本依頼は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課より「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」を見直したことについて文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に周知の依頼があり、発せられたものです。特筆すべき事項について示します。全て小児がん拠点病院を対象とした記述です。

①「小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること」

②「子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置していること」

このように、入院中の子ども同士が関わり合える場所、遊び・語り合い・課外活動的なことをおこなえる場所が必要であることが明記されています。

③「家族等が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること」

家族等が利用できる長期滞在施設とはいわゆる「ファミリーハウス」のことです（認定NPO法人ファミリーハウス、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス等）。

④「病弱等の特別支援学校又は小中学校等の病弱・身体虚弱等の特別支援学級による教育支援（特別支援学校による訪問教育を含む。）が行われていること。なお、義務教育段階だけではなく、高等学校段階においても必要な教育支援を行うよう留意すること」

このように、ICTによる遠隔教育の推進をしつつも、病院内学級や訪問教育による対面での教育支援が必要であることが明記されています。高等学校段階における教育支援については必要であることは明記しつつも具体的な記載はされていません。

⑤「退院時の復園及び復学支援が行われていること」



## ② ICT 機器の活用について



■ 2015 年（平成 27 年）4 月 24 日

### 「学校教育法施行規則の一部を 改正する省令等の施行について（通知）」

平成 27 年文科初第 289 号

本改正で高等学校等（特別支援学校の高等部を含む）は、文部科学大臣が定める一定の条件のもとで、メディアを利用して行う授業が行うことができるようになりました（施行規則第 88 条の 2 の新設）。一定の条件の主なものには以下の事項です。

① 「同時かつ双方向的に行われるものであること」

② 「メディアを利用して行う授業については、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件として修得すべき単位数である 74 単位のうち 36 単位以下とすること。また特別支援学校の高等部にあっても同旨とすること（施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項の新設）」

③ 「配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること」

④ 「原則として、受信者側の教室に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問われないこと」

⑤ 「メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること」

なお、「生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととすること」と明記されています。現在、この年間延べ 30 日以上という言葉で、連続して 30 日以上になる場合が対象となるという誤った理解がされているケースがありますので留意して下さい。また、本改正より「欠席していると認められる生徒」の文言を「欠席し引き続き欠席すると認められる生徒」という文言に変更されています。これまでに 30 日以上欠席している生徒のみが対象になるのではなく、今後も欠席することという見込まれ、それが年間延べ 30 日以上になると認められる生徒が対象になるということです。

30 日というのは一つの目安です。文部科学省では 30 日以上入院していないと病弱教育の対象ではないとは述べていません。例えば 5 日間でも入院中に教育が必要と思われる場合は病弱教育の対象となり得ます（転校の有無に関わらず）。かつては 2 ヶ月程度と期間の基準が示されていましたが、現在は期間に関する記載は無くなっていますので、期間に関する規定はないということです。

また、30 日も「延べ日数」である点や、30 日以上入院や自宅療養などの医療が必要と思われる場合は対象とする必要があることを示しているのに対して、30 日間以上休んでから対応するというではありません。30 日は統計処理するための基準であって、その前に必要な対応をとる必要があるのは「不登校」と同様です。1 年間が終わってから統計処理をして、「Aくんは不登校だったね。対策をとらないと」などということはありません。病気の子どもについても、同様に 30 日以上になる前に対策をとらないといけません。

■ 2019 年（令和元年）11 月 26 日

### 「高等学校等におけるメディアを利用して行う 授業に係る留意事項について（通知）」

前記「学校教育法施行規則の～」の④と⑤は必ずしも要しない、つまり受信側への教員の配置は一定の条件を満たせば必ずしも要しないという改訂です。具体的には以下のように記載されています。

「ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること」

■ 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日

### 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」

令和 2 年文部科学省令第 15 号

本改正により、前記「学校教育法施行規則の～」の②で示されている修得単位数や授業時数の上限を、病気療養中の生徒に関してはこの限りではないとする通知です。具体的には以下のように記載されています。

「規則第 96 条第 2 項において、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である 74 単位のうち、36 単位を超えないものとされているが、病気療養中の生徒であって、相当の期間学校を欠席すると認められるものが当該授業により修得する単位については、この限りではないこととすること。また、規則第 133 条第 2 項において、特別支援学校の高等部の全課程の修了の要件として定める単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとされているが、同旨の改正を行うこととすること」

■ 2021年（令和3年）2月26日

## 「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」

前記「学校教育法施行規則の～」の留意事項（前記「高等学校等におけるメディア～」）の補足としての通知です。メディアを利用した授業の活用を認めつつも、一方で、対面による授業の実施が主であることを明記しています。

具体的には以下のように記載されています。

「高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、規則第96条第2項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36単位を超えないものとされているところ、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断により認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第133条第2項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同様とすること」

■ 2023年（令和5年）3月30日

## 「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」

これまではメディアを利用して行う授業は、2015年（平成27年）4月24日の通知により「同時かつ双方向的に行われるものであること」とされていましたが、本通知によりオンデマンド型も認められることとなりました。以下のように記されています。

「施行規則88条の3のメディアを利用して行う授業について規定している平成27年文部科学省告知第92号を改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業で実施することを可能とすることとする」

改正の趣旨としてその理由が以下のように記載されています。

「令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特別校制度に拠らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである」

さらにオンデマンド型の授業を行うに当たって、留意事項として以下の事項が明記されています。

「当該生徒がオンデマンド型の授業による学習を円滑に進めることができるよう、ICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること」

「グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと」

「各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動について、オンデマンド型の授業を実施した場合においても、各教科・科目等の特性に応じ、対面による授業を相当の時間数行う必要があること」

「オンデマンド型の授業による指導を行うに当たっては、病気療養中等の生徒が本人の病状や治療の状況により授業を受けることが困難となっている実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと」

遠隔教育の記載については、前提として「学校教育は対面での指導」が重要であり、そのため高校の通信制の課程でも「スクーリング」を必要としています。ましてや全日制や定時制の高校、特別支援学校は対面での指導を基本としています、ですので可能な限り対面での指導が出来るようにした上で、どうしても対応が難しい場合には遠隔教育（同時双方向）を取り入れ、治療や体調の関係で決まった時間に参加出来ない場合には、遠隔教育（オンデマンド）を行うことも可能としたということですので、オンデマンドだけでよいと言っているわけでないのですが、遠隔教育が実施出来ることになったことにより、今まで学習の継続が難しかった子どもについて弾力的に対応できるようになったといえます。

### ③ その他

## 「特別支援教育関係 ボランティア活用事例集」

2007年（平成19年）3月に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長より、表記のような資料が公表されています。資料作成の経緯が以下のように記されています。

「特別支援教育を適切に実施するために、文部科学省では、全都道府県教育委員会に対し、平成15年度から「特別支援教育体制推進事業」を委嘱し、特別支援教育の体制を整備する取組を全国で推進していただいております。この事業は、幼稚園から高等学校までを対象に実施しており、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した「個別の教育支援計画」に基づき、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指しています。そうした中、新たに地域の人材を特別支援教育のボランティア等として活用する試みも始まっております。このたび、支援体制の一層の充実を図るため、上記のような先行の優良事例を集めた事例集を作成し、配布することとしました。」

# 「令和4年度病気療養児に関する実態調査結果」

2023年（令和5年）10月に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より表題の調査結果が発表されました。様々な実態や課題が読み取れますが、例えば「前記②（ITC機器の活用について）. ①教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況」において、「取組や支援を実施していない理由」の質問に対して、「取組予定だが対象者がいない」という回答が73%となっています。また参考資料として最後の頁に「病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）」が示されています。その中の【病院内における教育指導・支援の内容】には以下のことが示されています。

- ・対面による授業
- ・ICT機器を活用した遠隔教育
- ・ベッドサイドへの訪問による指導
- ・通級による指導
- ・学習支援員やボランティアによる学習支援
- ・在籍校の教員による教育相談

## ④ まとめ



入院中の高  
れ病院内  
らラン  
め、ポ  
認とや  
もこ機  
型な機  
ド要係  
から、入  
かたに必  
中のしマ  
のしマ  
資料まデ  
や記オの  
知をく当  
通のな相  
たもはも  
きなで面  
して主け  
示す型方  
に、関向  
でに方、  
ま支援双  
れ支時こ  
こ育同た  
が教はつ  
国の育な  
上、へ教  
以校遠よ  
に生隔う  
に教有に  
テア

員基のつ告  
委をスか報  
育答一無が  
教回べがと  
各の者度こ  
はら患制る  
資料か、あ  
資者ば、あ  
調が例）が  
の院す。ど  
国病す。ど  
が、とで年  
しこ必要1  
したこ必2  
ます。も2  
しでこ一、  
紹介するタ  
もく資する  
紹資するタ  
もく資する  
資料つ検  
資基比較  
調査に比  
の回答と  
国の調査  
た、らた  
まかに調  
育委員

「制度が無かったから教育を受けられなかった」と答えている患者と、「要望が出たら支援を行う」と答えている教育委員会



交もを用し  
でて援併を  
点と支・院  
時はで択入  
のてみ選、  
そっ組でし  
にと仕じ有  
会にな心共  
員者うに  
委員よ望者  
育当の希  
教、どや  
や、は、ど  
学校とに  
学こ場合  
に、く場  
にいた準  
期て出め  
時めがじ  
な求者か  
変を象ら  
大み対あ  
組。を複  
れ仕す案  
さなでの  
断た担か  
診新負る  
とてなす  
難病しき  
大提供出  
が、らた  
す受ける  
を、らた  
本冊子の  
るこの案

が、既に入  
のみに、院  
が、既に入  
のみに、院  
が、既に入  
のみに、院  
が、既に入  
のみに、院  
が、既に入  
のみに、院



栗山宣夫

1967年横浜市生まれ。中学1年生の時に小児がん治療のため国立がんセンター病院等に約5か月入院。東京学芸大学大学院教育学研究科修了。国立成育医療センター病院内分教室教諭等を経て、現在、育英短期大学保育学科教授。全国病弱教育研究会副会長。